

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	「吉野川洪水意識調査」新聞広告
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35
契約締結日	令和 3年10月13日
契約の相手方の氏名及び住所	一般社団法人徳島新聞社 徳島市中徳島町2-5-2
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,171,500-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,171,500-
随意契約によることとした理由	<p>本役務は、徳島河川国道事務所が行う、吉野川流域における効果的な防災・気象状況に関する情報の発信の在り方の検討を実施するために必要な基礎データとなる「吉野川洪水意識調査(アンケート)」(以降、「本調査」という)を広く周知するため、新聞広告を行うものである。</p> <p>本調査は、「吉野川上流・下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以降、「協議会」という)の取組の一環として関係自治体と連携して実施しているものであり、協議会事務局かつ河川管理者である徳島河川国道事務所は、市町を跨いだ本調査の広域な周知によって流域全体の住民の洪水意識を把握し、吉野川流域全体の特性を分析する役割を担っている。</p> <p>そこで、吉野川洪水意識調査」の流域全体の住民への周知を行う効果的な方法として、徳島新聞」への広告掲載を実施することとした。</p> <p>(一社)徳島新聞社発行の「徳島新聞」は、徳島県内で発行されている各新聞社の新聞紙の県内発行部数と広告料金を比較検討した結果、新聞1部あたりの広告価格が他紙と比較して著しく有利な価格であり、県内発行部数占有率も高く十分な広報効果が期待できるため、本役務の目的を達成するのに最も有利となる。</p> <p>よって、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第4号のロにより、(一社)徳島新聞社と随意契約を行うものである。</p>
備考	